

【参考：従来型の制度融資】

セーフティネット保証 4 号の制度概要

自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の 100%を保証する制度です。このため、通常の制度融資と異なり金融機関から円滑に融資を受けやすくなります。

今回は、新型コロナウイルスの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近 1 か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれるものに対して、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定を行います。

セーフティネット保証 5 号の制度概要

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で 80%保証を行う制度です。

指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比で 5%以上減少しているものに対して、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定を行います。

※ 時限的な運用緩和として、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している 2 月以降で、直近 3 か月の売上高が算出可能となるまでの間は、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む 3 か月間の売上高等の減少でも可。

なお、先述のとおり、セーフティネット保証5号の対象(指定)は、年度当初に令和2年度第1四半期として現在587業種が指定されていますが、土地賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業のみが指定されていましたが、4月10日に建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業等の主要な不動産関連業も追加対象となりました。

危機関連保証の制度概要

内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。信用保証協会が一般保証、セーフティネット保証の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

今回は、新型コロナウイルスの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれるものに対して、中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を行います。

融資を受けるにあたって

- 1 一部の融資制度を利用するにあたっては区市町村での認定が必要な場合があります。今回の新型コロナウイルス感染症対策で新たに設けられた融資制度も加わって、さらにわかりづらい状況になっていますので、出来るだけ、もよりの区市町村や東京都の相談窓口や東京信用保証協会、並びに金融機関との相談をお勧めします。
- 2 最終的に融資の判断は金融機関となります。一部の融資制度では、信用保証協会が100%保証するものもあり、融資を受けやすい場合もあります。
- 3 東京都産業労働局が今般策定しました新型コロナウイルス感染症対応緊急融資との併用も可能(限度額は同じ)となっています。

【参考：東京都の新型コロナウイルス感染症対策に係る新たな融資制度】

1 新型コロナウイルス感染症対策緊急融資

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減等の要件を満たす事業者が対象です。

- ・融資限度額：2億8千万円（無担保の場合は8千万円）
- ・融資期間：運転資金10年以内（据置2年以内）、設備資金15年以内（据置3年以内）
- ・融資利率：1.7%～2.4%（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内）
- ・信用保証料：都が全額補助

2 新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 ～返済のリスクを可能に～

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少や保証付融資の利用がある等の要件を満たす事業者の方が対象です。

- ・融資限度額：2億8千万円（無担保の場合は8千万円）
- ・融資期間：運転資金10年以内（据置2年以内）
- ・融資利率：1.7%～2.4%（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内）
- ・信用保証料：都が全額補助（一定の要件に満たない場合には3分の2）
- ・借換対象：現在借り入れている東京信用保証協会の保証付融資）

3 危機対応融資 ～感染症の影響で売上が急減している事業者～

売上15%以上減少等の要件を満たし、危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者が対象です。

- ・融資限度額：2億8千万円（無担保の場合は8千万円） * 一般の保証枠とは別枠
- ・融資期間：運転資金・設備資金10年以内（据置2年以内）
- ・融資利率：1.5%～2.0%以内）
- ・信用保証料：都が全額補助